令和3年度 介護報酬改定について

条例改正編②





川崎市役所健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課 事業者指導係

- 1. 感染症対策
- 2. 業務継続計画の策定
- 3. 高齢者虐待防止について
- <u>4. ハラスメント対策</u>
- 5. LIFE情報の収集・活用
- 6. 電磁的記錄



4. ハラスメント対策の強化【全サービス対象】

- ☑ 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求める。
- ※併せて、留意事項通知で、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等 の必要な措置を講じることも推奨する。



☑ 川崎市基準条例第32条第4項:訪問介護の例(新設)

指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

☑ 参考:ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- ○職場におけるハラスメント
- ・セクシュアルハラスメント:男女雇用機会均等法
- ・パワーハラスメント:労働施策総合推進法
- →事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用 管理上の措置を講じることを義務付け。

(パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、 中小企業は令和4年4月1日から施行。それまでは努力義務。)

☑ 参考:ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況(2)

- ○職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメント
- ・セクシュアルハラスメント:男女雇用機会均等法
- →事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが 明確化。
- ・パワーハラスメント
- →法律による事業主の雇用管理上の措置義務ではないものの、指針において、 事業主が雇用管理上義務付けていることが「<u>望ましい取組</u>」としての防止対策 を記載。



☑介護現場におけるハラスメント対策マニュアル

【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」

- →ライブラリ(書式/通知)
- →5. 国・県の通知
- →介護現場におけるハラスメントについて
- →介護現場におけるハラスメント対策マニュアル

(https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1096&topid=6)

☑相談窓口

【掲載場所】

・神奈川県 かながわ労働センターの労働相談
(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/index.html)

・厚生労働省 神奈川県労働局 総合労働相談コーナー

(https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-

roudoukyoku/madoguchi_annai/soudanmadoguchi/socorner.html)



- 1. 感染症対策
- 2. 業務継続計画の策定
- 3. 高齢者虐待防止について
- 4. ハラスメント対策
- <u>5.LIFE情報の収集・活用</u>





5. LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進【全サービス対象】

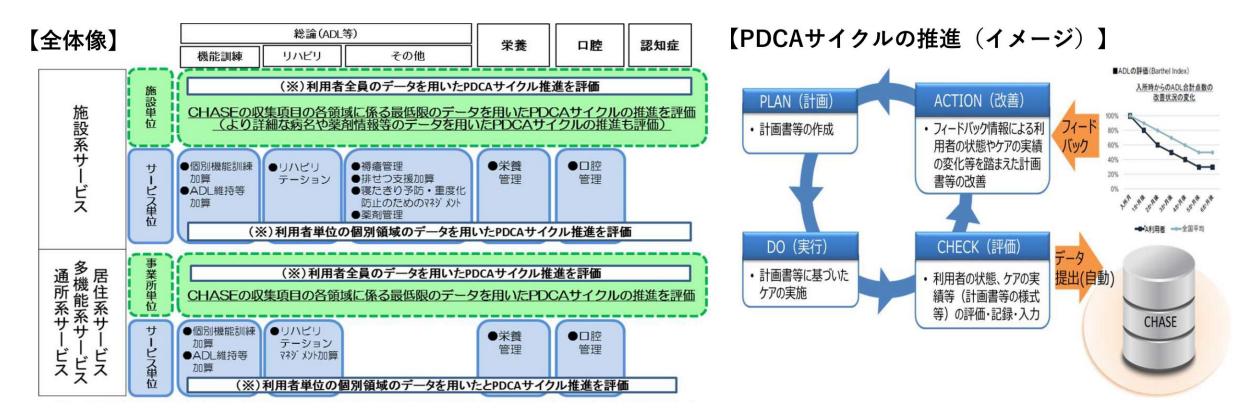
- ☑ サービス事業所の全利用者のデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症)をCHASEに提出してフィードバックを受け、事業所の特性やケアの在り方等を検証し、ケアプランや計画への反映等、事業所単位でPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。
- ✓利用者毎の計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加え、データ提出とフィードバックの活用で更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推奨する。
- ☑ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から全てのサービス(居宅介護支援を除く)について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。
- ※令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、統一した名称を用いる。
- →科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence : LIFE ライフ)

5. LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

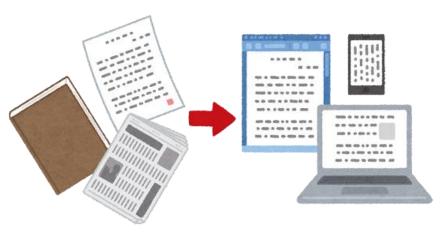
☑川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例総則第4条第4項

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5. LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進



- 1. 感染症対策
- 2. 業務継続計画の策定
- 3. 高齢者虐待防止について
- 4. ハラスメント対策
- 5. LIFE情報の収集・活用
- <u>6. 電磁的記錄</u>





6. 電磁的記録について【全サービス対象】

- ☑ 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減 の推進
- ・利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、 電磁的な対応を原則認める。
- ・諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認める。
- ・運営規程等の重要事項の掲示について、事業所の掲示だけでなく、 閲覧可能な形でファイル等で備え置くことを可能とする。

6. 電磁的記録について

☑川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第277条第1項 (新設)

指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報 が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定さ れている、又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、 第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条に おいて準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用 する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場 合を含む。)及び第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に 規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録 であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことがで きる。



6. 電磁的記録について

☑川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第277条第2項(新設)

指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

6. 電磁的記録について

△電磁的な対応を行う上での留意点

- ・署名・押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示する。
- ・個人情報の保護
- ・書き換えや誤消去の防止
- ・スキャン等をする場合、その見読性が担保されており、バックアップ を取るなど保存すべき期間中において復元可能な状態での保管

17

参考資料

○厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188 411 00034.html)

〇川崎市ホームページ 川崎市基準条例(R03.04.01施行)

(https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html)



条例改正に関する質問等について

○川崎市ホームページ

・【事業者向け】介護保険Q&A・問い合わせ

(https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html)

以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。